

鹿屋市自治公民館等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市自治公民館等整備事業補助金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第6号中「又は」を「、」に改め、同条第7号を削る。

別表基地周辺町内会等（新設、増改築及び建築設備整備工事については、加入世帯100世帯以上の町内会に限る。）の項を削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。